

措置部門

<p>外部環境の変化</p>	<p>【救護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国では令和5年度の生活保護法の見直しに向けた検討が進められ、救護施設を含む保護施設のあり方が求められてくる。 ○全国救護施設協議会では、3年ごとに救護施設の実態調査を実施し、社会に発信するためのデータ収集を行っている。 ○救護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正で職場におけるハラスメント防止など就業環境の整備、感染症や災害が発生した場合の事業継続計画の策定、非常災害対策で地域住民との体制づくり、感染症又は食中毒がまん延しないような措置を講ずるよう検討する。 ○全救協行動指針に基づき、地域共生社会における包括的支援体制の整備等における救護施設の役割等を見据え、各施設の行動指針の重点項目への取り組みを進める。ウイズコロナであっても、利用者の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援を推進する。また、支援を要する方に必要な支援が届くように救護施設の社会的認知度の向上のため、救護施設の活動等について外部・地域に対する「見える化」を推進する。 ○令和2年4月施行の改正社会福祉法および改正生活保護法において、無料低額宿泊所の規制が強化されるとともに、サービスの質が確保された日常生活支援住居施設が、令和2年10月から開始された。今後、目的に合った利用方法を図っていく必要がある。 ○母子生活支援施設は、DVや児童虐待、厳しい経済状況、多子、精神疾患など複雑・困難な課題を抱える利用者が増加の一途をたどっている。その反面母子生活支援施設の利用者の減少が続き、施設の暫定問題が大きな課題になっている。都道府県社会的養育推進計画の策定や児童虐待防止の施行にともないより一層、個々に寄り添った自立支援の充実が課題となっている。また、地域の子育て家庭への支援や妊娠期からの継続的支援、親子関係の再構築・修復機能など、社会的養護の子どもを増加させない取り組みの実践が求められているため、現状行っている支援に加えて、相談窓口の設置、行政への働きかけを積極的に行う。 ○生活環境の変化に伴い、通信機器の使用が必須になっている現状を踏まえ、リスクの確認を十分に行い、施設における正しい使い方を利用者理解してもらう支援を行う。 ○改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
<p>ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすとともに、利用者の地域生活への移行と定着のための支援を「個別支援計画」に基づいて行うことにより、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制」の構築を目指す。 ○救護施設のあり方に関する基本的考え方を推進する。 ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもを社会全体で育む社会の実現に努める。 ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として、生活困窮者自立支援分野における認定就労訓練事業などの新たな取組を行う。

